報道機関に依頼する事項に〇をつけてください

①実施する事業の紹介　　②催事等の参加者募集　　③催事等の当日取材

報道取材情報（沼津市）　　**平成 31 年 1 月 31 日（木）発表**

名 称 等　**自転車通行空間の整備について**
～市街地エリアに「矢羽根型路面表示」の設置を開始～

担　　当　**建設部　道路建設課**
直通　０５５－９３４－４７７６　　内線　２６２８（道路企画係）

１　内　容

「市街地エリア」（沼津駅から概ね３km圏域）にある車道に、「矢羽根型路面表示」の設置を開始した。

沼津市自転車ネットワーク計画策定後（平成２９年１１月策定）初年度となる本年度は、計画路線のうち、特に通勤・通学利用者の多い２箇所（３路線　延長約１．２km）の整備を実施する。

＜整備概要＞

整備箇所　①市道 0216-1 号線　延長 525m（西高入口交差点　～幟道ガード南側交差点）
　　市道 0237 号線　延長 175m（錦町交差点　～白銀町交差点）
　　②市道 0232 号線　延長 515m（北口広場前交差点北～庄栄町交差点）

整備形態　「車道混在」（水色の矢羽根と白い自転車ピクトグラムを車道の端に設置）

施工時期　①１月上旬～２月下旬（一部区間完成）
　　②２月上旬～３月中旬

「矢羽根型路面表示」

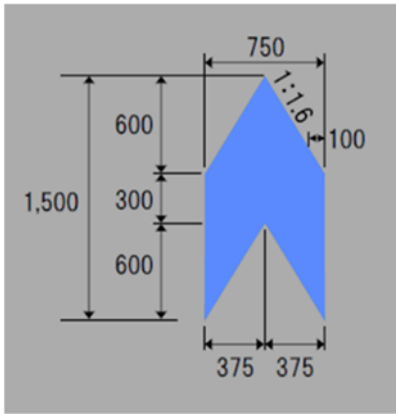

「自転車ピクトグラム」

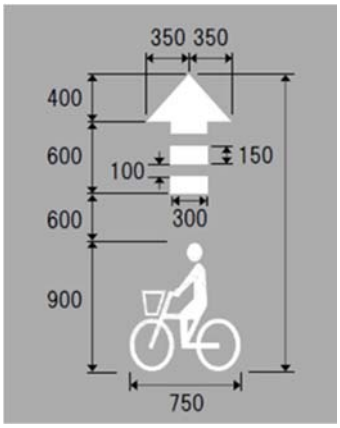

２　目的・理由

車道を逆走する自転車が目立つ中、自転車の走行位置と進行方向を分かりやすく示すことで安全走行を促すとともに、自動車を運転するドライバーにも多くの自転車が走行する道であることを示すことで、接触事故などの事故への注意を促す。

３　経緯・経過

本市においては、市街地を中心に自転車を当事者とした交通事故が多く発生している。また、郊外では、伊豆市でのオリンピック自転車競技の開催も決まり、海岸線の道路を利用するサイクリストも増えていることから、安全性の向上を第一に、道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備が必要となっている。

このため、平成２８年７月に国土交通省道路局と警察庁交通局が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車は車両であり、車道を通行することが大原則という観点で、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進するための「沼津市自転車ネットワーク計画」を平成２９年１１月に策定した。

「沼津市自転車ネットワーク計画」では、自転車関連事故が多く、安全性の向上が必要な沼津駅から概ね３㎞圏域を「市街地エリア」として、観光利用の観点から自転車利用を促進する市街地以南のエリアを「郊外エリア」として設定している。

各エリアにおける整備形態は、「自転車道」「自転車専用通行帯」「車道混在」の３つの整備形態を予定している。

「郊外エリア」では、県事業により主要地方道沼津土肥線に矢羽根型路面表示が設置されているが、「市街地エリア」においても、本年度から市事業により整備を開始する。

現地写真

「市道 0216-1 号線」（沼津西高入口交差点へ向かって南進方向）

平成３１年度以降も、事故が多発している地点や通勤・通学利用者の多い地域を優先的に整備することで、自転車通行空間の整備を進めるとともに自転車ネットワークに対する市民意識を高めていく。

自転車ネットワーク計画路線図（市街地エリア）

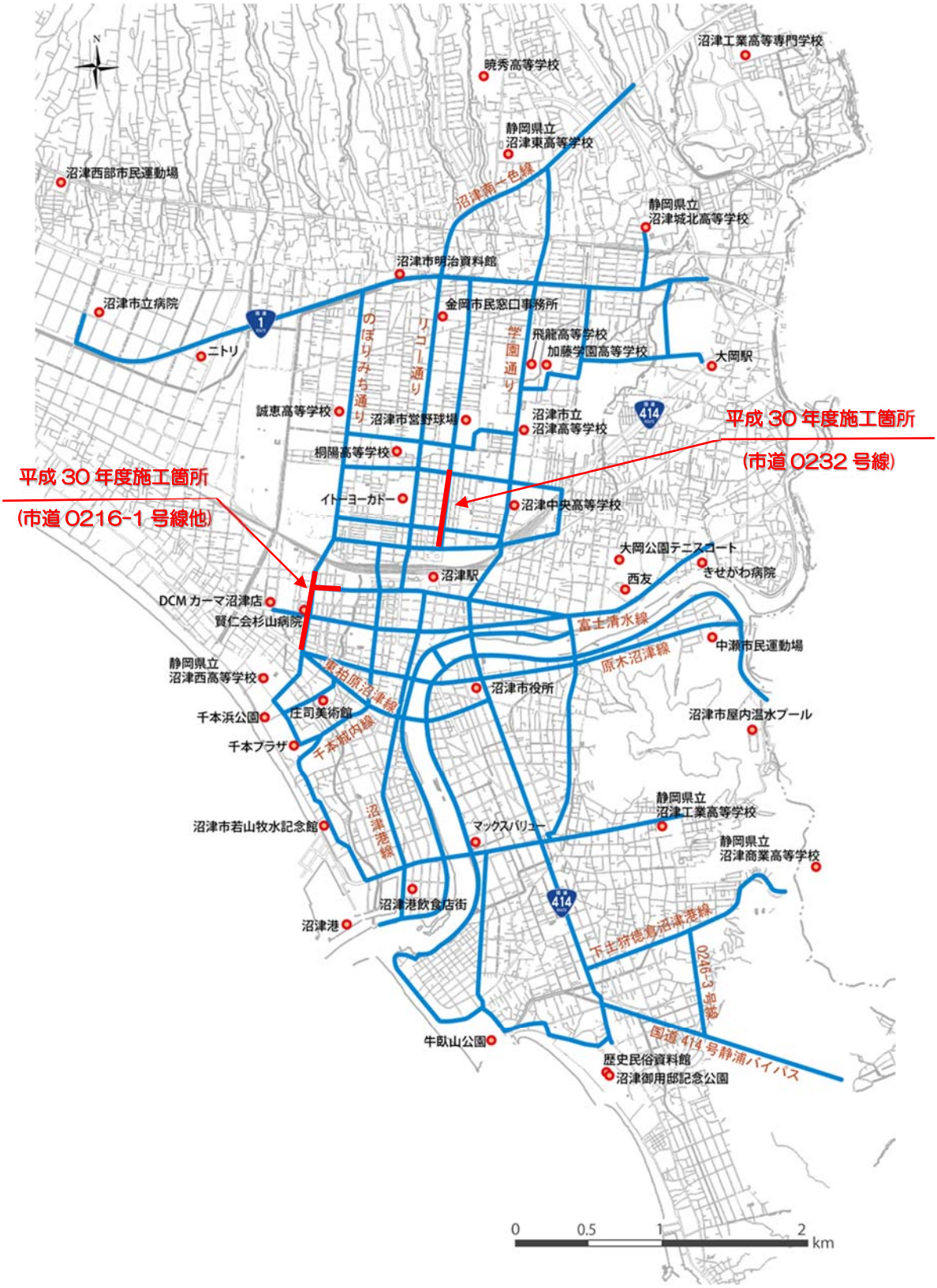

◇沼津市自転車ネットワーク計画　［概要版］

目的

自転車は、買い物や通勤、通学等、日常生活における身近な交通手段やサイクリング等のレジャーの手段等として、多くの方に利用されており、身近で有用な移動手段として重要な役割を担っています。一方で、本市においては、市街地を中心に自転車を当事者とした交通事故が多く発生しています。また、郊外では、伊豆市でのオリンピック自転車競技の開催決定を契機に、海岸線の道路を利用するサイクリストも増えていることから、安全性の向上を第一に、道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備が必要となっています。

このため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月　国土交通省道路局・警察庁交通局）」に基づき、自転車は「車両」であり、車道を通行することが大原則という観点で、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進するための「沼津市自転車ネットワーク計画」を策定します。

ネットワークエリア

「市街地エリア」
沼津駅から概ね3km圏域

「郊外エリア」
市街地以南の市域

※　片浜駅周辺地区、原駅周辺地区等では、今後、段階的に検討する

基本方針

基本方針1　だれもが安全・安心、快適に自転車を利用できる環境の創出

【路線選定基準】
①自転車事故危険箇所（県警データ）
②高校から指摘があった危険箇所
③高校へアクセスする路線

基本方針2　日常生活における自転車の利用促進

【路線選定基準】
①日常主要施設（行政施設・商業施設、病院）へアクセスする路線
②沼津駅から3km圏域の駅アクセス路線

基本方針3　観光・地域資源を活用した自転車の利用促進

【路線選定基準】
①観光施設へアクセスする路線
②サイクリングマップの路線
（港周辺、狩野川、ぐるっと”ぬまいち”）

ネットワーク計画路線【市街地】

基本方針、現況での課題及び今後の道路計画を踏まえて選定したネットワーク計画路線について、「長期」の整備計画を策定するが、幅員や交通量などの道路事情からすぐに完成形態での整備が困難な路線は、「短期」の計画に従い暫定形態での整備を行う。

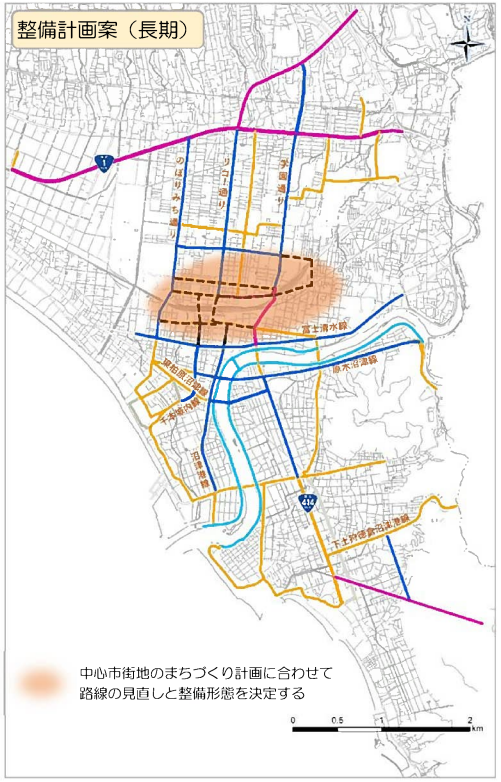

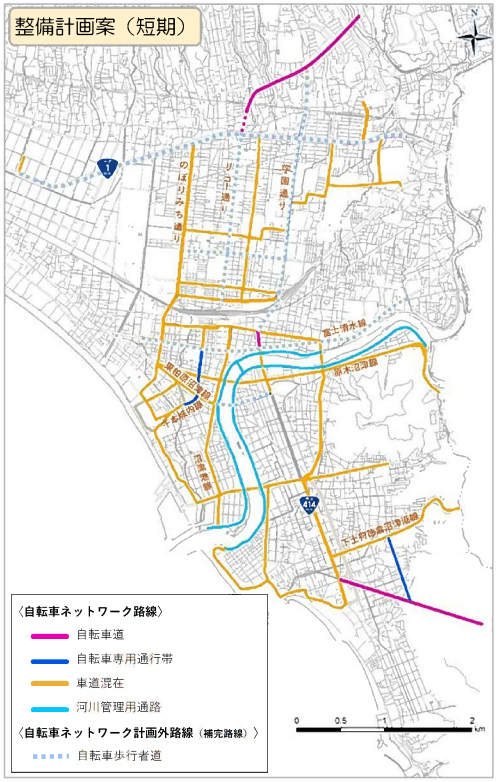

ネットワーク計画路線【郊外】

整備形態

各路線の規制速度、自動車交通量、現況道路の幅員などから下記の整備形態に分類する。

【自転車道】
○概要　自動車と構造的分離
縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分

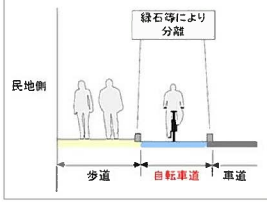

【自転車専用通行帯】
○概要　車道上の整備。自動車と視覚的分離
普通自転車の通行を指定された車両通行帯

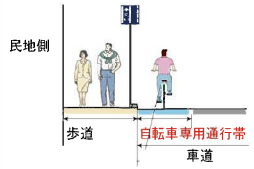

【車道混在】
○概要　車道上の整備。自動車と混在
車道部の左端部において、交通規制を行わないで自動車と混在する走行空間

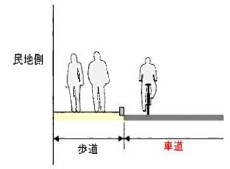

※　長期：自転車通行環境整備の完成した状態（完成形態）　短期：自転車通行環境整備を暫定的に実施した状態（暫定形態、概ね5年後）
※　本計画は、評価指標のモニタリングや整備状況を踏まえて、必要に応じて路線及び整備形態の見直しを行う
※　整備の実施にあたっては、各道路管理者が関係機関と協議し、詳細事項の決定をする